

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年3月5日から令和2年3月23日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総合政策部 企画政策課、情報政策課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和2年1月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企画政策課

簿冊に個人番号カード及び個人番号通知カードの写しの控えが残されていた。個人番号が記載された書類は自分の手元に残してはいけないこととなっているため、規程を遵守した事務を遂行されたい。

【西尾市が行う源泉徴収事務及び社会保障関係事務等に係る特定個人情報取扱規程第8条】

(2) 情報政策課

個人情報の管理状況において、保有する個人情報について、保有開始届出書が作成されておらず、個人情報ファイル簿も作成されていませんでした。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例を遵守した事務を遂行されたい。

【個人情報保護条例第15条】